

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その全てを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。
当町の令和6年度当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)
・市町村交付金(社会保障財源化分) 147,000千円

(歳出)
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		社会保障施策 に要する経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)※	その他
社会 福祉	福祉医療費給付事業	59,490	25,660	0	1	22,320	11,510
	障害者自立支援給付事業	329,149	244,915	0	0	55,573	28,661
	高齢者移動支援事業	6,400	0	0	0	4,222	2,178
	児童手当給付事業	285,620	250,858	0	0	22,934	11,828
	小 計	680,659	521,433	0	1	105,049	54,177
保健 衛生	予防接種事業	63,709	122	0	0	41,951	21,636
	小 計	63,709	122	0	0	41,951	21,636
合 計		744,368	521,555	0	1	147,000	75,813

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。